

令和 8 年 6 月 26 日 22 時 29 分頃の山梨県東部・富士五湖の地震に伴う 土砂災害に関する警報等の発表基準の暫定的な運用について

令和 8 年 6 月 26 日 22 時 29 分頃の山梨県東部・富士五湖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった山梨県の市町村について、土砂災害に関する警報等の発表基準を引き下げて運用します。

令和 8 年 6 月 26 日 22 時 29 分頃の山梨県東部・富士五湖の地震により、山梨県では、富士河口湖町で震度 6 弱、大月市で震度 5 強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、レベル 4 土砂災害危険警報、レベル 3 土砂災害警報^{※1} 及びレベル 2 土砂災害注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町村
富士河口湖町
通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村
大月市

なお、山梨県が提供する土砂災害危険度情報^{※2} や気象庁が提供する土砂キキクル^{※3} についても今回の暫定基準が反映されたものとなりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※1 レベル 4 土砂災害危険警報と同じ基準値を用いています。

※2 山梨県土砂災害警戒情報システム（土砂災害危険度情報）（山梨県 HP）

<https://sabo.pref.yamanashi.jp>

※3 土砂キキクル（気象庁 HP）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/>

本件に関する問い合わせ先

山梨県県土整備部砂防課管理担当・・・津金・雨宮（電話 055-223-1710）

甲府地方気象台・・・勝田・松沢（電話 055-222-9101）